

告 示

埼玉県告示第千百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称
加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
加須都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部ま
ちづくり課
- 四 縦覧期間
平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで